

デイサービスセンター ル・ソラリオン西新井 重要事項説明書

(令和6年11月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 運営主体 社会福祉法人 敬仁会 理事長 藤井 一博
- ・ 施設名 デイサービスセンター ル・ソラリオン西新井
- ・ 開設年月日 平成23年4月1日
- ・ 所在地 東京都足立区西新井3丁目14番3号
- ・ 電話番号 03-3899-3005
- ・ ファックス番号 03-3899-3085
- ・ 施設長 森本 勤子
- ・ 介護保険指定番号 1392100242 号
- ・ 事業内容 併設型指定認知症対応型通所介護事業
併設型指定認知症対応型介護予防通所介護事業
- ・ ホームページ <https://www.med-wel.jp/nisiarai/>

(2) 認知症対応型通所介護サービスの目的

認知症対応型通所サービスは、認知症である利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう援助し、地域との結びつきを重視して、関係機関等との連携に努め、社会的孤立感の解消および心身の機能を維持することを目的としています。

この目的に沿って、ル・ソラリオン西新井では、毎年、事業計画の中に基本理念を定め運営しております。

(3) 職員体制

職種	通所人員数
・ 看護職、介護職員	2 名
・ 生活相談員	1 名
・ 機能訓練士	1 名(兼務)

(4) 定員等

- ・通所介護、介護予防通所介護 12名

2. サービス内容

① 通所サービス計画の作成

地域密着サービスで行う介護サービスの内容を、ご利用者・ご家族保証人の希望を十分に取り入れ作成します。

② 食事

昼食 午後12時00分～

* 食事時間は概ね上記のとおりですが、ご利用者の希望場所、ペースで召し上がっていただくことができます。

③ 入浴

身体の清潔を保ち、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法で入浴を援助します。

④ 健康管理

サービスご利用中は、常に健康状態に留意し、日常における健康保持のための適切な措置をとります。

⑤ 栄養管理

栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行います。

⑥ 生活支援

着替え・整容等の介護を適切に行います。また、おむつを使用する利用者については、排泄自立をはかり適切に交換します。

⑦ その他のサービス

- ・相談援助サービス(無料)
- ・おむつ(実費負担)
- ・ご利用者が希望する特別な食事の提供(実費負担)
- ・理美容サービス(施設内で実費負担により出張サービスあり)
- ・行事について(内容によっては費用がかかることがあります)

3. 緊急時の対応について

サービス利用中に容態等の変化があった場合、速やかに主治医、親族、ケアマネ等へ連絡します。

4. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

【施設利用に当たっての留意事項】

- 飲酒、喫煙はご希望に応じ対応いたしますが、疾病等に影響があると医師が判断する場合は、ご遠慮をお願いすることもあります。また、喫煙は所定の場所をお願いいたします。
- 火気の取り扱いは原則として禁止いたします。
- 設備・備品の利用は、ご希望に応じます。ご相談ください。
- 金銭・貴重品のお預かりは原則として行いません。
- 感染につながるペットの持ち込みはご遠慮ください。

【非常災害対策】

- 当施設の非常災害時においては、ご利用者の安全第一を優先し、適切な対応に努めます。
- 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成します。また、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び職員に対し周知を図ります。
- 不慮の災害発生に備えて、年2回以上（日中1回、夜間1回以上）ご利用者に参加していただく避難訓練を行います。避難訓練には、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。その他必要な訓練等を行います。
- 防災設備の業者点検を年2回、自主点検を年4回行います。

【禁止事項】

ル・ソラリオン西新井では、多くの方に安心して生活して頂くために施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等」は禁止します。

5. 利用料金

(1) 基本料金・その他の料金

別紙①「ル・ソラリオン西新井利用料金表」をご参照ください。

(2) 支払い方法

- 毎月15日までに、先月分の請求書を発送しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、口座自動引き落とし等ご相談に応じます。

6. 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

別紙②「社会福祉法人敬仁会個人情報保護方針」をご参照ください。

(2) 個人情報の利用目的の特定について

別紙③をご参照ください。

(3) 利用者の個人情報の留意事項

- ①電話での利用者のサービス利用、確認のための問い合わせは緊急時以外お答えしておりません。
- ②利用者への面会、電話の取次ぎにつては制限を設けておりません。特別な希望がある場合はご相談ください。
- ③利用者の病状、ご様子の説明はご本人、ご家族にお伝えすることとしておりますが、特定な方だけに伝えてほしい場合などはご相談ください。
- ④施設内において利用者の氏名、写真等はご本人を尊重したかたちで掲示させて頂きます。なお広報紙への掲載については、ご本人、ご家族の了解の上で掲載させて頂きます。
- ⑤外部機関による第三者評価を受審しない為、満足度調査等の内容によるアンケートを実施及び分析し、満足度向上を図っております。

7. サービス内容に関する相談・苦情は下記の方法でお受けいたします。

(1) 相談・苦情受付(土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

担当者 管理者・相談員

連絡先 03-3899-3005(電話)

(2) その他窓口

① 足立区役所福祉部介護保険課事業者指導係

連絡先 03-3880-5111(電話)

② 足立区基幹地域包括支援センター

連絡先 03-6807-2460(電話)

③ 東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談窓口

連絡先 03-6238-0177(電話)

8. 事故発生の防止及び発生時の対応について（転倒、転落、誤嚥、誤飲、離設など）

- 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生の防止のための指針を整備しております。また、指針に基づく必要な措置を適切に実施するための担当者を置いて、事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を行います。
- 当施設ではご利用者個々の身体的、精神的状態を考慮し、またご本人・ご家族と相談をしながら事故が起きないようにご利用者の支援をさせていただきます。

ただし施設でも状況により、防ぐことが出来ない事故が起こりうる可能性がある事をご理解いただき、ご利用をお願いいたします。

9. 職場におけるハラスメント対応について

- 当施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

10. 虐待防止に関する事項について

ご利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知します。

虐待を防止するための措置を適切に実施するための担当者を設置し、定期的な研修を実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

12. 衛生管理及び感染症対策について

ご利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに感染症が発生し、又はまん延しないように対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知いたします。

施設における感染症の予防及びまん延のための指針を整備するとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

13. 身体の拘束について

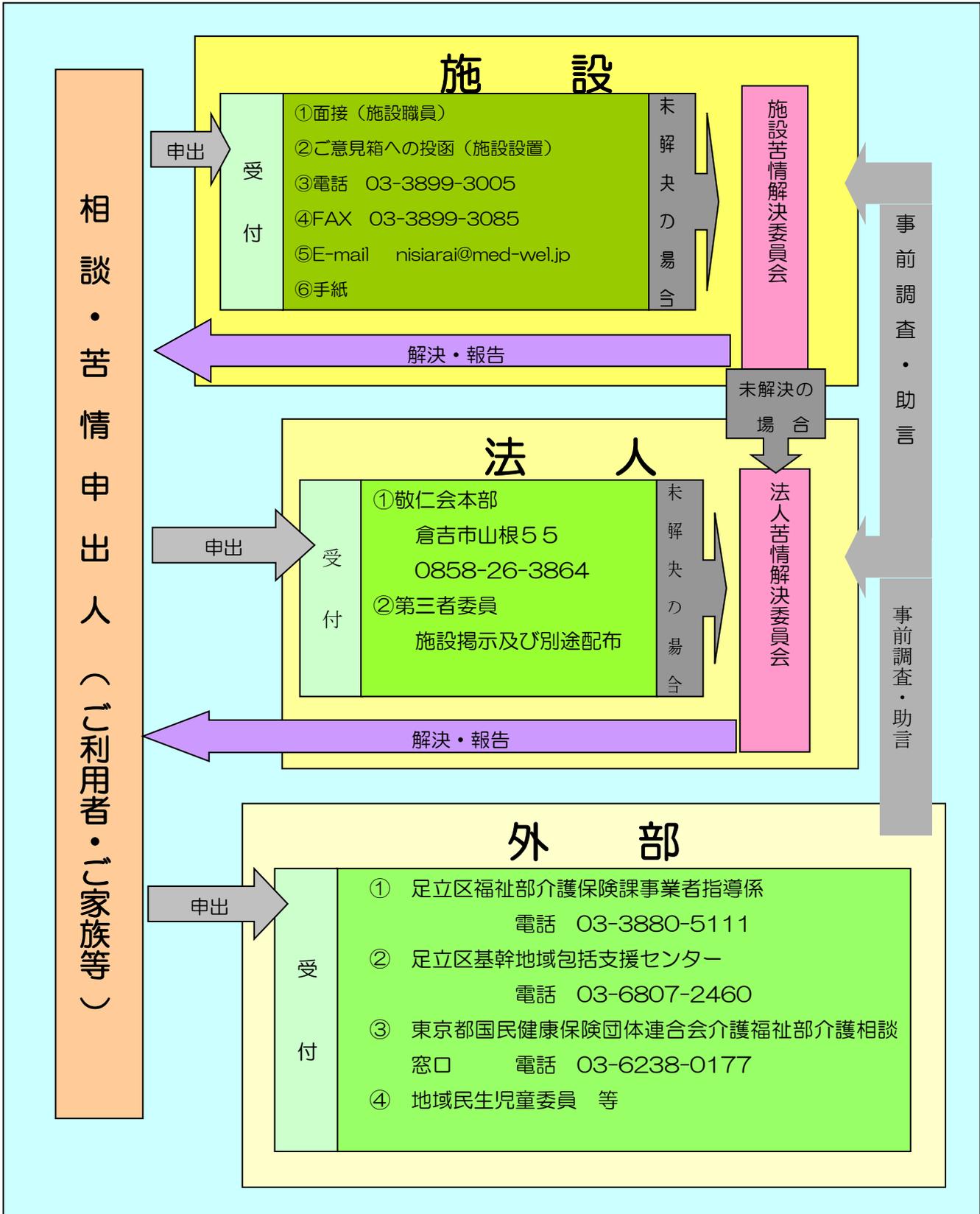
- ・当施設は、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を設置し、月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知を図ります。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、介護職員その他職員に対し、必要な研修を定期的に行います。

14. 第三者評価について

施設における介護サービスの質の向上を図る為、第三者評価を受審しています。評価結果は広報紙にて報告いたします。

15. 社会福祉法人敬仁会の運営する他施設

- ①包括支援センター
- ②介護老人福祉施設
- ③介護老人保健施設
- ④短期入所生活介護
- ⑤短期入所療養介護
- ⑥地域密着型認知症対応型生活介護
- ⑦地域密着型認知症対応型通所介護
- ⑧訪問介護
- ⑨居宅介護支援事業所
- ⑩ケアハウス
- ⑪養護老人ホーム
- ⑫障がい者支援施設
- ⑬救護施設
- ⑭保育所
- ⑮小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑯サービス付き高齢者向け住宅



認知症対応型通所介護の利用にあたり、ご利用者(身元引受人兼連帯保証人)に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 〔事業者名〕 社会福祉法人 敬仁会
デイサービスセンター ル・ソラリオン西新井
(介護保険事業者番号1392100242号)

〔住 所〕 東京都足立区西新井3丁目14番3号

〔代表者名〕 施設長 森本 勤子 印

〔説明者名〕 印

私は、本書面により、事業者から認知症対応型通所介護について、重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 〔住 所〕
〔氏 名〕 印

(代筆者)

成年後見人等〔住 所〕
〔氏 名〕 印

身元引受人兼連帯保証人
〔住 所〕
〔氏 名〕 印
(続柄)

連帯保証人 〔住 所〕
〔氏 名〕 印
(続柄)

【別紙①】 デイサービスセンター ル・ソラリオン西新井 利用料金表

【 地域密着型認知症対応型通所介護 】

(1)介護給付によるサービスの費用(地域単価:11.10円 1級地)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上 4時間未満	491単位	541単位	589単位	639単位	688単位
	5,450円	6,005円	6,537円	7,092円	7,636円
4時間以上 5時間未満	515単位	566単位	618単位	669単位	720単位
	5,716円	6,282円	6,859円	7,425円	7,992円
5時間以上 6時間未満	771単位	854単位	936単位	1,016単位	1,099単位
	8,558円	9,479円	10,389円	11,277円	12,198円
6時間以上 7時間未満	790単位	876単位	960単位	1,042単位	1,127単位
	8,769円	9,723円	10,656円	11,566円	12,509円
7時間以上 8時間未満	894単位	989単位	1,086単位	1,183単位	1,278単位
	9,923円	10,977円	12,054円	13,131円	14,185円
8時間以上 9時間未満	922単位	1,020単位	1,120単位	1,221単位	1,321単位
	10,234円	11,322円	12,432円	13,533円	14,663円

(2)その他の介護給付サービス加算の費用(地域単価:11.10円 1級地)

加算名		単位数	料金	内容
入浴介助加算(Ⅰ)	1日	40	444円	入浴中のご利用者の観察を含む介助を行う場合。
入浴介助加算(Ⅱ)	1日	55	610円	医師等がご利用者の居宅を訪問し、浴室でのご利用者の動作や環境を評価し、それを基に機能訓練指導員等が共同して入浴計画を作成し、居宅の浴室に近い状況で入浴介助を行った場合。
生活機能向上連携加算(Ⅰ) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月	I 100 II 200	I 1,110円 II 2,220円	I 訪問・通所リハビリテーションやリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士や医師から対面又は情報通信技術を使い助言を得て個別機能訓練計画等を作成し、機能訓練を実施した場合に算定。(3月に1回算定) II 訪問リハビリテーションやリハビリテーションを実施している医療機関の機能訓練指導員が施設を訪問し、当施設職員と共同で個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合に算定。(個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月)
個別機能訓練加算(Ⅰ) 個別機能訓練加算(Ⅱ)	1日	I 27 II 20	I 299円 II 222円	I 専任の機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合に体制加算として算定。 II (Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、その評価結果を施設での個別機能訓練計画等に活用している場合に(Ⅰ)と共に算定。
ADL維持等加算(Ⅰ) ADL維持等加算(Ⅱ)	1月	I 30 II 60	I 333円 II 666円	I ご利用者が10名以上の施設で、利用開始月とその翌月から6月後に日常生活動作自立度を測定し、その結果を厚生労働省に提出し、利用開始月より6月後が一定以上の改善が見られた場合に算定。 II (Ⅰ)の要件を満たし、改善が(Ⅰ)以上に見られた場合に算定。
若年性認知症利用者受入加算	1日	60	666円	ご利用者のうち、初老期における認知症によって要介護者になられた方毎に個別の担当者を定めている場合。

栄養アセスメント加算	1月	50	555円	管理栄養士を配置し、多職種が共同して栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明を行い、又相談に応じている場合に算定。 利用者ごとの栄養状態等の情報は厚生労働省に提出し、その評価結果を栄養管理に活用していること。
栄養改善加算	1回	200	2,220円	専任の管理栄養士が栄養状態の低い方を対象に、栄養改善サービスを行う場合に算定。必要に応じて利用者の自宅を訪問し、評価・指導を行う。(1月に2回が限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(I) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)	6月に1回	I 20 II 5	I 222円 II 55円	I 利用者に対し、利用開始時及び6カ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供した場合。 II (I)の要件を満たし、口腔機能向上加算等を算定している場合。
口腔機能向上加算(I) 口腔機能向上加算(II)	1回	I 150 II 160	I 1,665円 II 1,776円	I 専任の言語聴覚士等が口腔機能が低下している方を対象に、口腔機能の向上を目的としたサービスを行う場合に算定。(1月に2回が限度) II (I)の要件を満たし、かつ口腔機能改善管理計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、その評価結果を活用している場合。
科学的介護推進体制加算	1月	40	444円	ご利用者の自立度、栄養状態等や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、その評価結果をサービスに活用している場合。
送迎未実施減算	片道	▲47	▲521円	自宅から施設までの送迎を実施しなかった場合、所定単位数より減算。
サービス提供体制強化加算 (I) (II) (III)	1日	I 22 II 18 III 6	244円 199円 66円	I 介護職員のうち、介護福祉士が70%以上、又は動続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合に算定。 II 介護職員のうち、介護福祉士が50%以上配置されている場合に算定。 III 介護職員のうち、介護福祉士が40%以上配置、動続年数が7年以上の職員が30%配置されている場合に算定。
延長加算 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満 12時間以上13時間未満 13時間以上14時間未満	1日	50 100 150 200 250	555円 1,110円 1,665円 2,220円 2,775円	7時間以上9時間未満の前後に日常生活上の世話をを行った場合に算定。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	1月	基本単位数の3%分を加算	総単位数×11.10円	感染症等の発生を理由とする利用者の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が、前年度の同月の月平均利用者数より5%以上減少している場合。
介護職員等処遇改善加算 (I) 介護職員等処遇改善加算 (II) 介護職員等処遇改善加算 (III) 介護職員等処遇改善加算 (IV) 介護職員等処遇改善加算 (V)	1月	所定単位数 ×18.1% (I) ×17.4% (II) ×15.0% (III) ×12.2% (IV)	総単位数 ×11.10円	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。 (食費、居住費、その他の費用、立替金は含まれません。)

※サービスを提供した場合の利用料の額は、上記地域密着型介護サービス費用基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、自己負担割合に応じた額とします。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

朝食	426円	昼食	655円	夕食	545円
----	------	----	------	----	------

(4) その他のサービスに要する費用

税区分			料金	内容
各種証明書発行手数料	課税	1部	550円(税込)	利用者に係る各種証明書の発行(住所変更に係るものは除く)
領収書再発行手数料	課税	1部	220円(税込)	利用者領収書の再発行(1処理1部とする)

【 地域密着型介護予防認知症対応型通所介護 】

(1) 介護給付によるサービスの費用(地域単価:11.10円 1級地)

所要時間	要支援1	要支援2
3時間以上 4時間未満	429単位	476単位
	4,761円	5,283円
4時間以上 5時間未満	449単位	498単位
	4,983円	5,527円
5時間以上 6時間未満	667単位	743単位
	7,403円	8,247円
6時間以上 7時間未満	684単位	762単位
	7,592円	8,458円
7時間以上 8時間未満	773単位	864単位
	8,580円	9,590円
8時間以上 9時間未満	798単位	891単位
	8,857円	9,890円

※サービスを提供した場合の利用料の額は、上記地域密着型介護サービス費用基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、自己負担割合に応じた額とします。

(2) その他の介護給付サービス加算の費用、(3) 介護保険の給付対象とならないサービスに要する費用は、上記、【地域密着型認知症対応型通所介護】と同じです。

社会福祉法人敬仁会 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

1. 基本方針

社会福祉法人敬仁会(以下「法人」という。)は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドライン(以下「法令等」という)を遵守し、個人情報の保護を図ることをお約束いたします。

2. 個人情報の適正な取得

法人は、個人情報を適正・適法な手段で取得いたします。

3. 利用目的の特定

法人は、個人情報の取扱いにあたり、利用目的をできる限り特定するとともに、法令等に規定されている場合を除いて明示した利用目的以外での利用はいたしません。仮に、明示した利用目的外にて個人情報を利用する場合には、事前にご本人の同意を得ます。

4. 個人情報の第三者への提供

法人は、法令等に規定されている場合及びご本人の事前同意を得た場合を除き、第三者に個人情報を開示・提供いたしません。

5. 個人情報取扱いに関する苦情への対応

法人は、個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられた時は、適切かつ速やかに対応します。

6. 個人情報の開示、訂正、利用停止等

法人は、ご本人から個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止等を求められたときには、所定の手続きに従って速やかに対応いたします。法令等により対応しかねる場合は、速やかに通知いたします。

7. 個人情報の維持・更新

法人は、保有する個人情報を利用目的範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

8. 個人情報保護対策

法人は、個人情報の漏えい・紛失・改ざんの防止のほか、個人情報の安全管理のために合理的かつ適切な措置を迅速に行います。

2017年1月1日
社会福祉法人 敬仁会
理事長 藤井 一博

【別紙③】

個人情報利用目的の特定について

社会福祉法人 敬仁会（以下「法人」という。）は、取得したご利用者及びそのご家族の個人情報に関しての利用目的を以下のとおり特定します。

1. 法人内部での利用

①利用者等に提供する福祉サービス

②法人の管理運営業務

- ・入退所等の管理
- ・会計・経理
- ・費用の請求及び収受に関する事務
- ・事故等の内部報告
- ・福祉サービスの向上のための資料
- ・実習への協力及びケース研究

2. 法人外部への福祉サービスに付随する情報提供

- ・医療機関、福祉施設等との連携
- ・医療機関、福祉施設等への照会に対する回答
- ・外部の医師等に意見・助言を求める場合
- ・給食等の業務委託
- ・家族等への状況説明
- ・費用の請求及び収受に関する事務

3. 利用目的による制限の例外

①法令に基づく場合（別表省略）

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

2017年1月1日
社会福祉法人 敬仁会
理事長 藤井一博